

大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室特別研究員規程

平成16年4月1日制定
平成16年教育福祉科学部規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室（以下「相談室」という。）における特別研究員の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「特別研究員」とは、大分大学大学院教育学研究科学校教育専攻臨床心理学コース（以下「コース」という。）を修了した者又は相談室運営委員会が適当と認めた者で、相談室において研究に従事するものをいう。

(申請及び許可)

第3条 相談室において研究に従事しようとする者は、あらかじめ別記様式に所定の書類（新規に申請する場合に限る。）を添えて申請し、大分大学大学院教育学研究科長（以下「研究科長」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により申請があった場合は、相談室の業務に支障がない限り、研究を許可することができる。
- 3 特別研究員の研究期間は1年以内とし、研究を許可する日の属する年度を超えないものとする。

(研究料)

第4条 研究科長は、研究に従事しようとする者から研究料を徴収し、その額は、月額4,270円（消費税等を含む。）とする。

- 2 研究料は、研究の期間に応じ、その全額を研究の開始前に納付しなければならない。
- 3 研究料を所定の期日までに納付しない者に対しては、研究科長は、研究の許可を取り消すものとする。
- 4 既納の研究料は、返還しない。

(関係規程等の遵守)

第5条 特別研究員は、研究に従事するに当たり、大分大学の関係規程等を遵守し、研究科長の指示に従わなければならない。

(研究の停止及び取消し)

第6条 特別研究員が前条の規定に違反し、又は特別研究員としてふさわしくない行為があったときは、研究科長は、当該特別研究員の研究を停止させ、又は研究の許可を取り消すことができる。

(原状回復及び損害賠償)

第7条 特別研究員が、その故意又は過失等により施設、設備等を毀損等した場合は、当該特別研究員は、速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。ただし、事情によっては、その責任を減免することがある。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別研究員の受入れに関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行前に大分大学大学院教育学研究科学校教育専攻教育臨床心理学コースを修了した

者は、第2条に規定するコースを修了した者とみなす。

附 則（平成26年教育学研究科規程第1号）
この規程は、平成26年4月9日から施行する。

附 則（平成31年教育学研究科規程第1号）
この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科規程第4号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

研 究 申 請 書

年 月 日

大分大学大学院教育学研究科長 殿

住 所
氏 名

貴研究科心理教育相談室において、下記のとおり研究したいので許可くださるよう申請いたします。

研 究 期 間	研 究 内 容

添付書類

- 1 履歴書
- 2 健康診断書
- 3 職についている者は、所属機関の長の承諾書